

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター：0120-521-513

受付時間：平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

〈引受保険会社〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命の 養老保険

2018年4月作成



養老保険

商品パンフレット／特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

保障内容

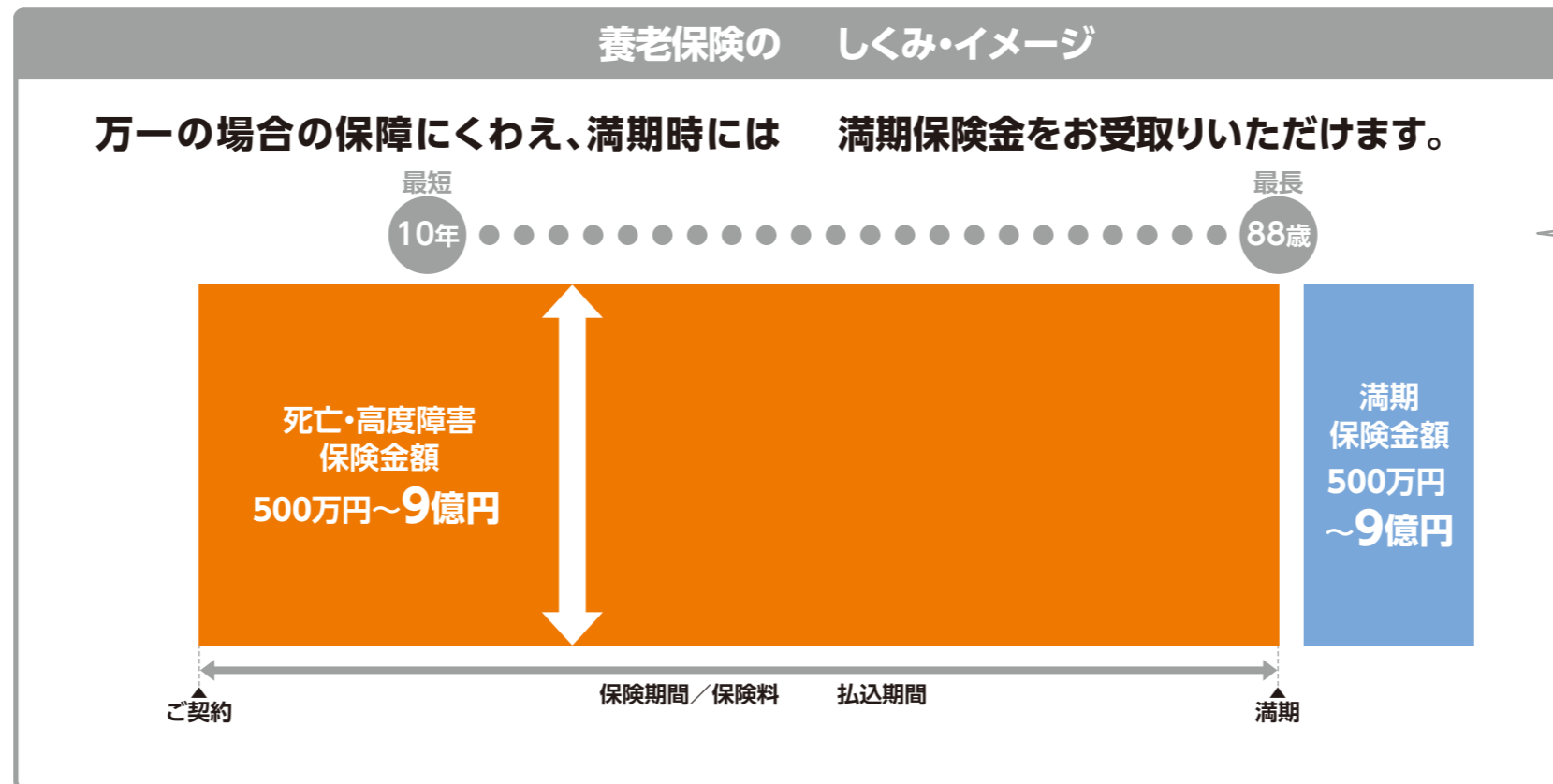
保障と資産形成の機能を兼ね備えた保険です。

病気や不慮の事故による万一のとき

死亡・高度障害保険金

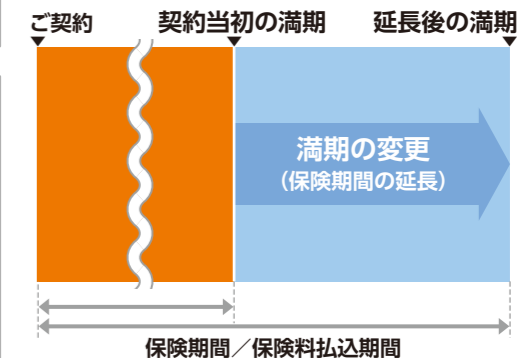
保険期間が満了したとき

満期保険金



保険期間の延長も可能です。

ご契約後、満期時期の変更をご希望される場合は、一定条件のもと保険期間を延長することも可能です。



保険料

保険料は保険期間を通じて一定です。

法人契約の場合、一定条件のもと保険料の2分の1を損金扱いすることができます。

「税務処理」については

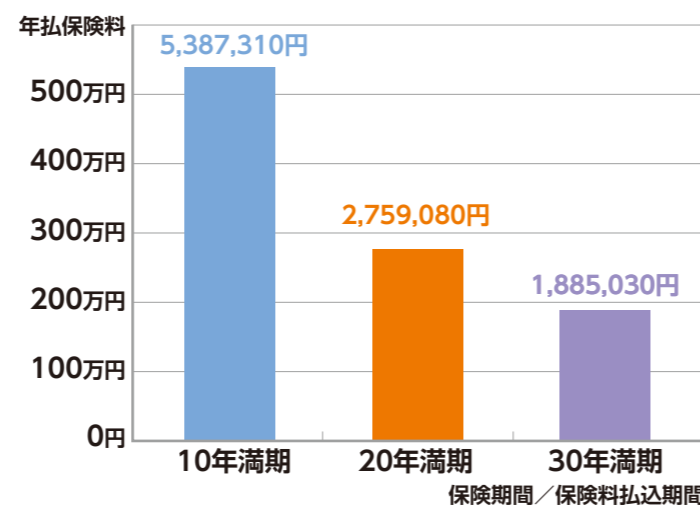
P4-参考へ

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

保険金額以外にも、保険期間により保険料

【ご契約例】 被保険者:従業員全員(40歳 男性7名・女性3名)
保険期間/保険料払込期間:下記の通り

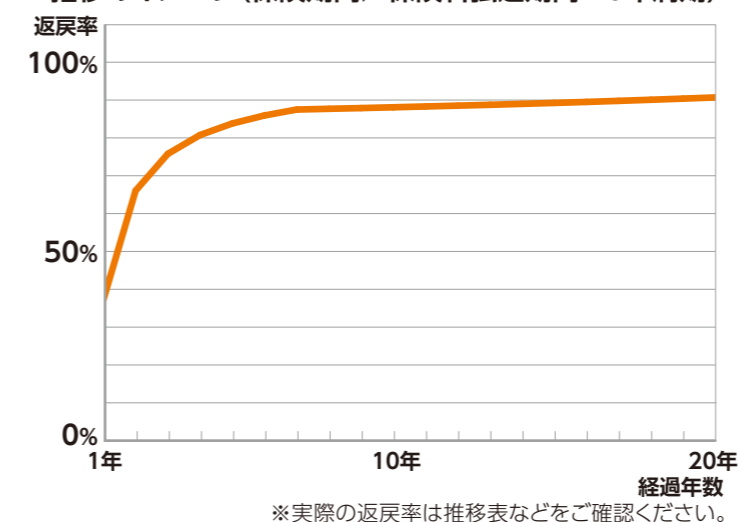
●保険期間による保険料水準の違い



や解約返戻金は異なります。

保険金額:500万円(お一人さま) 保険料払込方法:年払

●解約返戻金額の保険料累計額に対する割合(返戻率)推移のイメージ(保険期間/保険料払込期間:20年満期)



解約返戻金

急な資金ニーズには、解約返戻金の活用が可能です。

解約返戻金は期間の経過に応じて満期まで増加します。

●契約者貸付

一時的に必要な資金をご用立てする制度です。

- ・解約返戻金の9割までご利用可能です。(お取扱いには当社所定の条件があります。)
- ・手続きは簡単。手続き書類をご請求ください。
- ・保険金や解約返戻金などをお支払いする場合には貸付元利金を差引清算します。

貸付金には所定の利息がかかります。

解説① 養老保険福利厚生プラン

従業員さまの福利厚生の充実を目的とした法人向けプランです。

保障設計のポイント	お支払いいただく保険料													
<p>原則として 従業員の皆さま にご加入いただくプランです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●以下のような一定の基準をもとにご加入いただくことも可能です。 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr> <td style="background-color: #4a86e8; color: white;">年齢別</td> <td style="background-color: #4a86e8; color: white;">勤続年数別</td> </tr> </table> ●保険金額についても以下のような基準により設計します。 <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr> <td style="background-color: #4a86e8; color: white;">全員一律</td> <td style="background-color: #4a86e8; color: white;">年齢別</td> <td style="background-color: #4a86e8; color: white;">勤続年数別</td> </tr> </table> 	年齢別	勤続年数別	全員一律	年齢別	勤続年数別	<p>左記例のような普遍的なご加入条件で、以下のご契約形態である場合は、保険料の2分の1を損金算入できます。</p> <p>※法人税基本通達9-3-4を参照</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ご契約者</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>従業員(役員)</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金受取人</td> <td>従業員(役員)の遺族</td> </tr> <tr> <td>満期保険金受取人</td> <td>法人</td> </tr> </table>	ご契約者	法人	被保険者	従業員(役員)	死亡保険金受取人	従業員(役員)の遺族	満期保険金受取人	法人
年齢別	勤続年数別													
全員一律	年齢別	勤続年数別												
ご契約者	法人													
被保険者	従業員(役員)													
死亡保険金受取人	従業員(役員)の遺族													
満期保険金受取人	法人													

解説② ご契約例(従業員10名さまプラン)

[ご契約例] 被保険者:従業員全員(40歳 男性7名・女性3名)

保険種類	養老保険	保険金額	500万円(お一人さま)
ご契約者	法人	保険期間	60歳満期
被保険者	上記の通り	保険料払込期間	60歳迄
死亡保険金受取人	被保険者の遺族	保険料払込方法	年払
満期保険金受取人	法人	年払保険料	2,759,080円

[ご契約例の推移]

(単位:円)

経過年数	年齢	保険料	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	41歳	2,759,080	2,759,080	1,030,000	37.33%	1,379,535	1,379,545
3年	43歳	2,759,080	8,277,240	6,270,000	75.74%	1,379,535	4,138,635
5年	45歳	2,759,080	13,795,400	11,553,000	83.74%	1,379,535	6,897,725
7年	47歳	2,759,080	19,313,560	16,883,000	87.41%	1,379,535	9,656,815
10年	50歳	2,759,080	27,590,800	24,284,500	88.01%	1,379,535	13,795,450
15年	55歳	2,759,080	41,386,200	36,900,500	89.16%	1,379,535	20,693,175
20年	60歳	2,759,080	55,181,600	50,000,000	90.60%	1,379,535	27,590,900

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

参考 税務処理 [P3福利厚生プランの場合]

●保険料の税務処理

[例]

保険料	契約年齢	保険期間/ 保険料払込期間	ご契約形態			
			ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
2,759,080円	40歳 (男性7名・女性3名)	60歳満期	法人	従業員全員	被保険者の遺族	法人

福利厚生プランの場合、その保険料の1/2を資産計上し、残額については福利厚生費として損金算入します。

役員または部長、その他特定の従業員のみを被保険者とした場合、支払保険料の損金部分は、その被保険者に対する給与として扱われます。

借方	貸方
保険料積立金 1,379,545円	現金・預金 2,759,080円
福利厚生費 1,379,535円	

※上記例では被保険者1人あたりの損金保険料を計算した上で保険料積立金を算出しております。

●死亡保険金が支払われた場合の税務処理

死亡により、保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、法人(契約者)は該当する被保険者のご契約について保険料積立金として資産に計上した額を、雑損失として損金に算入します。

●死亡時の保険料積立金(該当被保険者分): 1,382,380円と仮定

借方	貸方
雑損失 1,382,380円	保険料積立金 1,382,380円

※その他の返戻金などはなかったものと仮定

●満期保険金を受取った場合の税務処理

満期保険金を受取った場合、保険料積立金として資産に計上した額を取崩し、満期保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

●満期保険金(10名分): 50,000,000円
●満期時の保険料積立金: 27,590,900円

借方	貸方
現金・預金 50,000,000円	保険料積立金 27,590,900円
	雑収入 22,409,100円

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

養老保険

契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

この商品はどんな保険なんだろう?
 商品名は → P6-① 保険商品の名称
 簡単に言うと → P6-② 保険商品の特長
 ご契約のイメージは → P6-③ しきみ図
 保険金額などの取扱いは → P7-④ 契約内容

こちらをご覧ください。

どんなときに保険金がもらえるの?
 → P7-⑤ 保険金の支払事由

保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?
 → P7-⑥ 保険料の払込免除

生命保険には配当金があるんだよね?
この保険は無配当です。
 → P7-⑦ 配当金

もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。
はい。解約返戻金というものがありますよ。
 → P7-⑧ 解約返戻金

更新はできるのかな?
 → P8-⑨ 更新

どんな特約があるのかな?
 → P8-⑩ 付加できる主な特約

次のマークのある項目は、この契約概要以外もあわせてご確認ください。
 申込書 = 申込書

「当社」はエヌエヌ生命を指します。

1 保険商品の名称

養老保険

2 保険商品の特長

一定期間の万一(死亡・高度障害状態)のときの保障を確保でき、保険期間の満期時には満期保険金が支払われる商品です。

3 しきみ図



契約内容については **P7-契約概要④「契約内容」** をご確認ください。

4 契約内容 

契約年齢	15歳～78歳
保険期間／ 保険料払込期間	年満期：10年、15年、20年、25年、30年満期 歳満期：55歳、60歳、65歳、70歳、77歳、88歳満期
保険金額	500万円～9億円(単位:10万円)
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	<input type="checkbox"/> 座振替扱、振込扱、団体扱

※保険金額、契約年齢により診査が必要です。
※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

具体的な契約内容は、「申込書」にご記入いただきます。
お申込みの際は、「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

5 保険金の支払事由

保険金	支払事由
死亡・高度障害保険金	保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき
満期保険金	保険期間満了の時まで生存したとき

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。
また、死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払いしません。

P12-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

6 保険料の払込免除

被保険者が所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

※契約者・被保険者の故意または重大な過失などにより、所定の障害状態に該当したときは免除しません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。

9 更新

定期保険特約を付加したご契約の場合、健康状態にかかわらずご契約はお申し出により最長で80歳まで更新できます。

※更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。
※契約内容により、更新できないことがあります。
※更新後の保険期間満了時の年齢が80歳を超えるときは、保険期間は80歳までとなります。

10 付加できる主な特約

▼保障を充実させる特約

名称	保険金	支払事由
定期保険特約	特約死亡・ 特約高度障害保険金	特約の保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき
	※特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。	
災害割増特約	災害死亡・ 災害高度障害保険金	所定の不慮の事故による傷害や所定の感染症により、特約の保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき
	※不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内に死亡・高度障害状態に該当したときに限ります。 ※災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。	

P12-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

▼その他の特約

名称	特徴
年金支払特約	保険金のお受取りにかえて、保険金の全部または一部を年金でお受取りいただくことができます。 ※年金額は支払事由発生日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)により計算されます。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

保険金の支払事由である「所定の高度障害状態」や保険料の払込免除事由である「所定の障害状態」、更新、特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取扱いしている場合があります。

詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

養老保険 注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ず
お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくだ
さい。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約
内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



1 クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・「第1回保険料充当金額収証」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にご記入されたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。
(「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。)

▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は最終の復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または最終の復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、お支払いする返戻金があれば、契約者にお支払いします。

▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

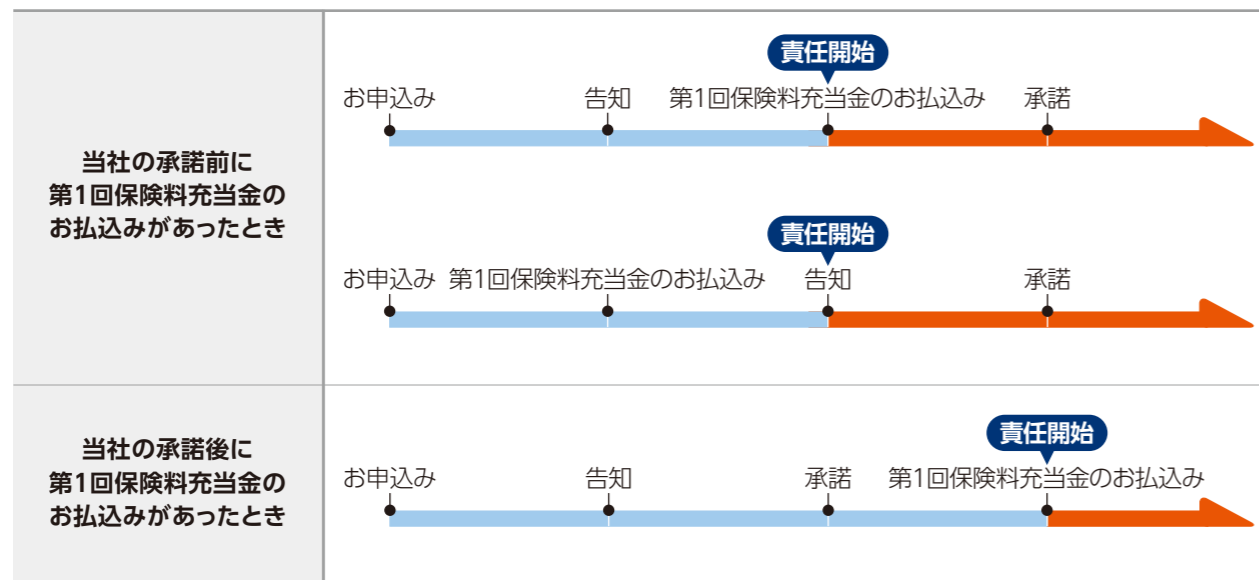
詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなることがあります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

※「申込書」「告知書」は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身で署名・捺印をお願いします。



3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾し、「告知」と「第1回保険料充当金のお払込み」がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。



4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

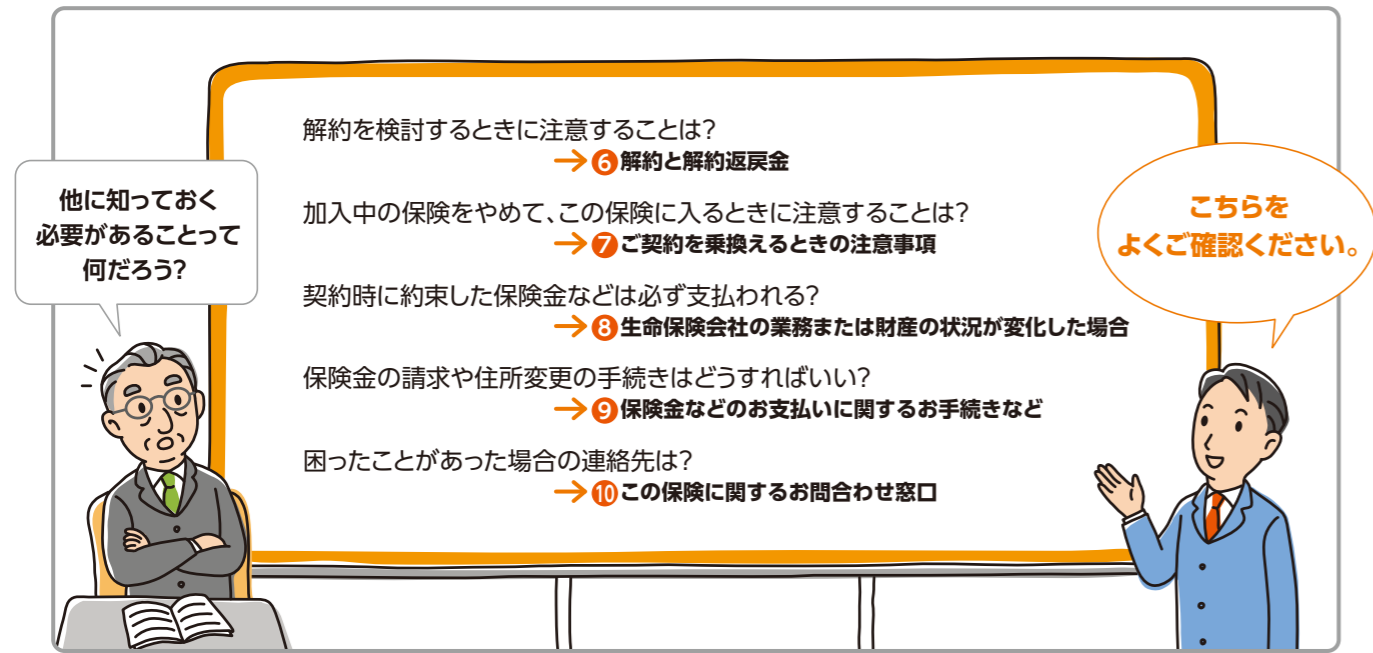
次の場合、保険金などのお支払いはできません。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、ご契約のしおり「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」をご確認ください。

5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にご都合がつかないのために、猶予期間を設けています。
 - 猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。ただし、保険料の自動振替貸付が可能なきは、あらかじめお申し出がない限り、当社が保険料を自動的に立替え、ご契約を継続させます。この場合、複利にて所定の利息がかかります。
 - 失効して**3年以内**(新特別条件特約が付加されているときは**2年以内**)であれば、ご契約の復活のお申込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
 - 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。
- 復活については、ご契約のしおり「ご契約の復活について」をご確認ください。



6 解約と解約返戻金

解約返戻金について、次のことにご留意ください。

- ・多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となること
- ・契約内容や経過年月数などにより金額が異なること
- ・ご契約後短期間で解約されたときは、ごく少額か、まったくないことがあること

7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構
TEL.03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
 - ・保険金などの支払事由が生じた場合
 - ・お支払いの可能性があると思う場合
 - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
 - 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

10 この保険に関するお問合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。
生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。
生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。